

<p>件 名</p>	<p>堺市立人権ふれあいセンター整備事業基本計画（案）の策定について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>【現状】 ○昭和49年10月に開設し、建設後36年経過しているため、施設・設備の老朽化が著しい。 ○耐震診断の結果、大規模な地震に対して被害を受ける可能性が高いとの判定 ○施設は、高齢者や障害者へのバリアフリー対応が十分でない。 ○相談窓口が分散しており、利用者の利便性が悪い。 ○複数部局において事業が実施されている。 【課題】 ○施設・設備の抜本的な改修（耐震補強含む）・更新 ○市民ニーズに合った事業を実施するため、施設の見直し、体制の整備 ○効果的・効率的な施設運営</p>
<p>対応方針 今後の取組（案）</p>	<p>【対応方針】 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の速やかな解決に資する人権行政の拠点施設として、人権ふれあいセンターを再整備する。 ■整備する主な機能 ①相談・支援機能 地域住民をはじめ市民の生活上の様々な課題やニーズに応じた、自立支援を行い、生活の向上を図る。また、教育相談を通して子どもの自立を支援する。 ②啓発機能 部落差別の撤廃と人権の確立をめざして、生涯学習・人権啓発センターの機能を充実する。 ③交流機能 生涯学習・人権啓発事業を通じて市民相互の交流を促進する。 ■施設概要 ○現堺市立人権ふれあいセンター及びちぬが丘スポーツセンターの敷地内に整備する。 ○延べ床面積は、5,000㎡程度とする。 ■施設の運営体制 ○ふれあいセンター内の組織を一体化し、効果的・効率的な運営を図る。 ○施設運営については、指定管理者などの民間活力を導入する。 【今後の取組】 ・平成23年度～平成24年度 基本設計、実施設計 ・平成25年度～平成26年度 建設工事 ・平成27年度 新人権ふれあいセンター 開設 ・平成27年度～平成28年度 運動広場・駐車場・外構工事、旧センター解体</p>
<p>効果の想定</p>	<p>堺市の人権行政の拠点施設として、市民一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題の速やかな解決に資するため、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進することにより、市民の福祉の向上を図ることができる。</p>
<p>関係局との政策連携</p>	<p>教育委員会事務局、健康福祉局、建築都市局</p>

堺市立人権ふれあいセンター整備事業
基本計画（案）

堺市立人権ふれあいセンター

平成23年5月

1 人権ふれあいセンターの使命

本市においては、1965（昭和40）年の国の「同和対策審議会」答申において示された「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識のもと、2002（平成14）年の「堺市同和対策協議会」（現堺市同和行政協議会）から社会経済情勢の変化や、「特別措置法」の失効などから法期限後の「堺市における今後の同和行政のあり方について」の意見具申を受け、2004（平成16）年「堺市同和行政基本方針」を改訂するなど、同和問題の早期解決に取り組んでいる。また、2007（平成19）年1月から「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、行政の責務としてあらゆる施策を平和と人権を尊重する視点を持って実施するとともに、人権施策を総合的・計画的に推進している。

その中で、人権ふれあいセンターは、堺市の人権行政の拠点施設として位置付けられ、2010（平成22）年の第6回堺市人権意識調査結果にみられる、同和地区や同和地区出身者に対する差別意識・忌避意識がいまだ解消されていない実態がある中、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進し、同和問題をはじめとする人権問題の速やかな解決に資するための総合施設としての役割を担っている。

2 整備の目的

人権ふれあいセンターは、建築後36年を経過し施設・設備の老朽化が著しく、雨漏り、漏水や漏電火災が起こるなど日常使用にも支障を来している。また耐震診断において、大規模な地震が発生した場合は、被害を受ける可能性が高いと診断されている。

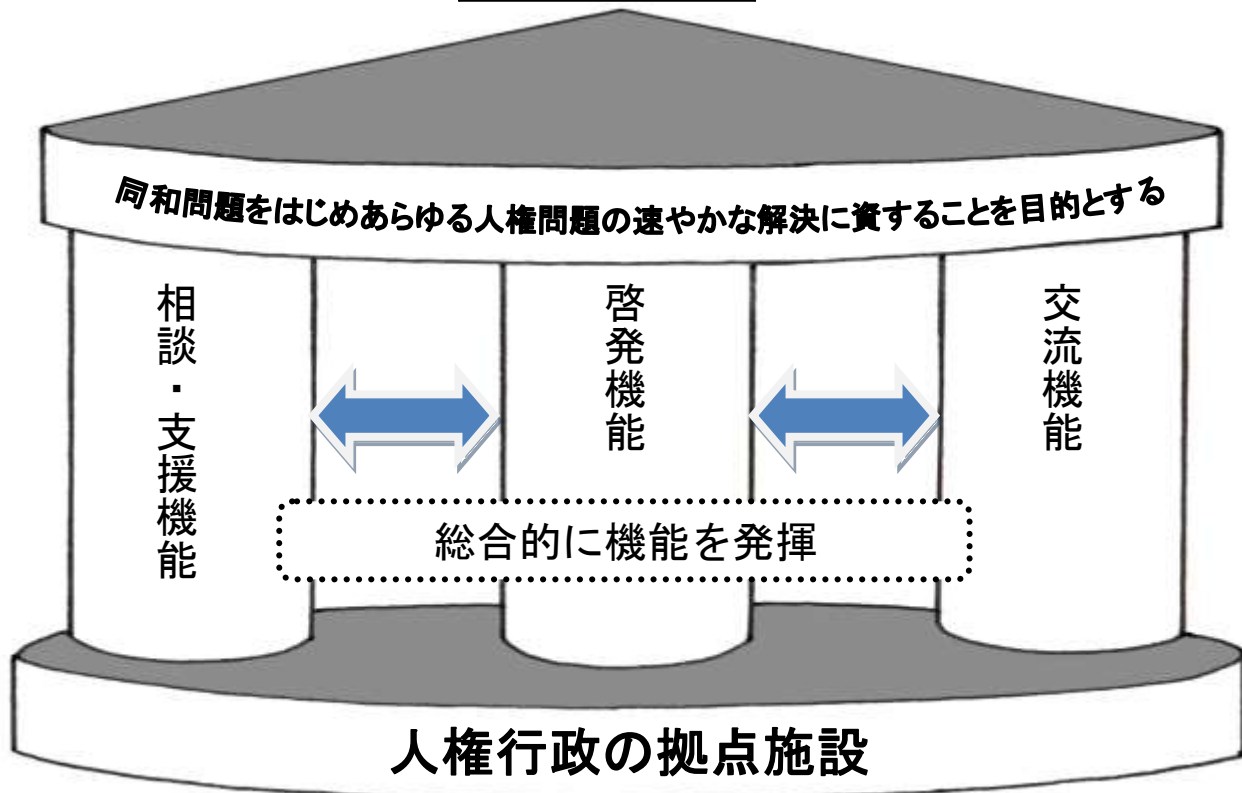
このような状況の中、現行の施策を精査し、より効果的・効率的に、また安全・安心に事業運営ができるような施設として建替え、再整備する。

生涯学習・人権啓発センターとしての機能、コミュニティセンターとしての機能及び地域住民の自立支援に向けた継続的・総合的相談機能を持った総合施設として、一層の機能の充実を図り、様々な世代の市民の利用に供することにより、一日も早く同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の速やかな解決に資するものである。

〔 概念図 〕

人権ふれあいセンター

市民の福祉向上



相談・支援機能
総合生活相談・人権相談等施設
<ul style="list-style-type: none"> ●総合生活相談・人権相談 ●福祉相談 ●進路相談
教育相談施設
<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談

啓発機能
〈生涯学習・人権啓発センター機能〉
舂松人権歴史館
<ul style="list-style-type: none"> ●人権情報の発信 ●名人阪田三吉の顕彰
人権関係資料センター
<ul style="list-style-type: none"> ●図書サービス
視聴覚室・ガイダンスルーム
◎その他
<ul style="list-style-type: none"> ●啓発誌の発行 ●ふれあいフェア

交流機能
体育室（ホール）
<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ・文化活動 ●スポーツ教室
多目的室
<ul style="list-style-type: none"> ●多様な活動
生涯学習関係施設
<ul style="list-style-type: none"> ●講習事業 ●識字・多文化共生学級 ●青少年交流活動 ●子育て支援活動
コミュニティコーナー
<ul style="list-style-type: none"> ●様々な世代の活動スペース ●青少年交流活動 ●青年人権活動推進
運動広場
<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ教室
◎その他
<ul style="list-style-type: none"> ●貸館

3 事業の概要

(1) 計画概要

① 計画地の位置

計画地については、人権啓発の拠点施設と位置付けている現堺市立人権ふれあいセンター及び現ちぬが丘スポーツセンター(青少年運動広場含む)の敷地内とする。

位置は堺区を中心やや南に位置し、敷地面積は12,839㎡である。

交通アクセス

鉄道・・・阪堺線	(御陵前)下車	南東へ800m
バス・・・南海バス	主な最寄駅 南海高野線堺東駅から	
	(旭ヶ丘北町)下車	西へ600m
	南海本線堺駅・南海高野線堺東駅から	
	(大仙西町団地前)下車	南へ200m
	(御陵通三丁)下車	南西へ400m
	(協和町)下車	北西へ500m

② 敷地条件

所在地・・・・・・堺市堺区協和町2丁61番地外

敷地面積・・・・・・12,839㎡

現土地所有者・・・・堺市(財産区分：普通財産)

法規制・・・・・・	区域区分	市街化区域
	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%

③ 計画地周辺図



④ 施設規模

延べ床面積 5,000㎡程度

(2) 運営における考え方

- 総合生活相談・人権相談、福祉相談、進路相談業務を統合し可能な限り1ヶ所でサービスが受けられるワンストップ窓口を実施する。
- 舩松人権歴史館は、人権啓発の拠点として博物館機能を有し、グランドフロアで事業を展開する。
- コミュニティコーナー（多世代交流スペース）を設置して行政情報の公開・青少年の交流を積極的に推進する。
- ふれあいセンター内の組織を一体化し、効果的・効率的な運営を図る。
- 施設の運営については、指定管理者など民間のノウハウを活用して運営する。

(3) 整備する機能

① 相談・支援機能

【基本方針】

- 地域住民をはじめ市民の生活上の様々な課題やニーズを発見し、自立支援及び生活向上を図る。また、教育相談を通して子どもの自立を支援する。

【主な事業】

- 総合生活相談・人権相談、福祉相談、進路相談のワンストップ窓口を実現し、人権、住宅、福祉、進路等の問題解決に総合的な支援を行う。
- 不登校、発達障害等の教育相談を通じて、子どもの健全な成長発達を促し、保護者の子育て支援や学校、地域の教育力の向上に努める。

② 啓発機能

【基本方針】

- 部落差別の撤廃と人権の確立をめざして、政令指定都市にふさわしい生涯学習・人権啓発センターの機能を充実する。
- 舩松人権歴史館にライブラリー機能を備えた人権関係資料センターを併設し、総合的な利用促進を図り、正しい同和問題の理解と認識を深める。

【主な事業】

- 舩松人権歴史館は、グランドフロアで堺の被差別部落の歴史等の資料を展示し、情報を提供する。また、名人阪田三吉を顕彰し、独自の文化を紹介する。
- 人権関係資料センターは、人権関係資料の拠点施設とする。
- 人権啓発記事、施設紹介、事業案内を掲載した啓発誌を発行する。
- ふれあいフェアは、ホール・体育室を中心にセンター事業の紹介や日々の学習の成果の発表などを行い、広く市民の積極的な参加及び交流を促進する。

平成22年度 11月28日開催

③ 交流機能

【基本方針】

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の速やかな解決に資するため、人権・生涯学習事業を通じて市民相互の交流を促進する。
- 様々な世代の市民が自ら目的をもって集まることができる事業を展開することにより、施設利用や事業参加を促進し、市民相互の交流を促進するコミュニティセンター機能を持つ。
- 事業に支障のない限り、貸館を実施し広く市民のコミュニケーションの場として、また啓発の場として各種の集会・研修会・講演会・学習等の利用に供する。

【主な事業】

- 体育室（ホール）は、スポーツ機能と文化的機能を兼ね備えた施設として、健康や体力の増進及び市民の生活文化の向上を図る。
- 多目的室は、文化・軽スポーツ等多様なニーズに対応できる施設とする。
- 講習事業は、基礎的な生涯学習活動を通して、市民の交流を促進する。
- 識字事業は、部落差別や様々な原因で習得できなかった読み書き等の力を身につける中で、自己実現を図る。
- 青少年交流活動は、文化・スポーツの講座・教室を実施する。
- 子育て支援活動は、子育てに関する講座の開催や情報を発信する。
- コミュニティコーナーは、様々な世代の市民が企画・運営し活動する場を提供する。
- インターユース堺は、人権意識と国際感覚を持った青年の育成を目的に青年
人権活動推進事業を実施する。
- 貸館事業は、施設を貸館することで地域内外の市民のコミュニケーションの場を提供する。

④ その他の機能

- 駐車場
乗用車100台程度（大型観光バス1台を含む）に対応できる駐車場、自転車100台に対応できる駐輪場を設置する。
駐車場は、現人権ふれあいセンター跡地とする。
- 運動広場
最低3,000㎡を確保する。
運動広場は、現ちねが丘スポーツセンター跡地、現運動広場の一部とする。

⑤ 予定施設一覧

ア 機能別

機能	施設	内容
相談・支援機能	総合生活相談・人権相談等施設	各種相談窓口のワンストップ窓口を実現し、人権、住宅、福祉、進路等の問題解決に総合的な支援を行う。
	教育相談施設	不登校・発達障害等の教育相談を通じて、子どもの健全な成長発達を促し、保護者の子育て支援や学校、地域の教育力の向上を図る。
啓発機能	舩松人権歴史館	堺の被差別部落の歴史をとおして、部落問題を自分の問題として学び、「差別をなくそう」等、決意していただくための拠点施設とする。
	人権関係資料センター	人権関係資料を主とした図書サービスを実施する。
	視聴覚室・ガイダンスルーム	プロジェクター、ビデオデッキ、DVDプレーヤー等の視聴覚機器を備え映画会、講演会、研修会などに供する。
交流機能	体育室（ホール）	スポーツを切り口とした人権啓発及び市民の相互交流を推進し、併せて健康や体力の増進及び市民の生活文化の向上を図る。体育施設に重点を置く。
	多目的室	音楽会、講演会、社交ダンス等の文化活動、卓球、エアロビクス等軽スポーツ活動ができる施設とする。
	生涯学習関係施設	講習事業、識字・多文化共生学級、青少年交流活動、子育て支援活動を実施する。
	コミュニティコーナー	様々な世代の市民が企画・運営し、活動する場を提供する。
	運動広場	ソフトボール1面、サッカー半面またはテニス2面として使用する。用具倉庫
管理・共用機能	事務室、郵便局共用スペース	効率よく各機能ごとに事務室等を設置する。 郵便局スペースを設ける。
	駐車場・駐輪場	利用者の利便性を確保する。 乗用車100台程度（大型観光バス1台含む）に対応できる駐車場を設置 自転車100台に対応できる駐輪場を設置

イ 施設別

施設	備考
総合生活相談・人権相談等施設	相談室は、プライバシーの確保に十分配慮する。 相談室（定員6名、2室）を設置
教育相談施設	心理テスト室、カウンセリングルーム、プレイルーム、箱庭療法室、グループカウンセリングルーム、待合コーナー、スタッフ室 現教育センターの教育相談に類似した施設とする。
舩松人権歴史館	既存(博物館機能を保持した)施設の移転を基本に、企画展（特別展）のスペースの充実を図る。展示場（常設展示室、特別展・企画展スペース、阪田三吉記念室）、準備室・収蔵室、資料室・収蔵庫（室温管理機能付）
人権関係資料センター	配架資料（人権関係、一般、児童）は、3万冊程度 閲覧席15席程度。じゅうたんコーナー、書庫を設置
視聴覚室・ガイダンスルーム	視聴覚室とガイダンスルームの間を可動間仕切りとする。ガイダンスルームは、歴史館への案内室。定員60名程度
体育室（ホール）	スポーツ機能と文化的機能（固定舞台・音響・舞台照明・操作室・楽屋）を兼ね備えた施設とする。体育室として、バスケットボール1面が可能な施設。ホールとして、300席（200席の稼働式、100席の補助席）。トレーニング室は、各種トレーニングマシンを設置し、定員20名程度
多目的室	天井高3mを確保し、防音、防振を備えた施設とする。定員220名程度。講義が可能な室
学習室	3室(可動間仕切りとする) 各定員50名程度
調理室	調理実習ができる施設とする。定員30名程度
和室	着付け教室、民謡等講習講座ができる和材を主体とした施設とする。茶室を併設し、定員は40名程度。現人権ふれあいセンターの茶室に類似した施設とする。
コミュニティコーナー	定員100名程度。個人・グループ活動スペース、交流ラウンジ、青少年活動室を設置。無線LANが可能な施設とする。
音楽室	軽音楽を練習する施設。ドラムセット、各種アンプを設置。防音・防振を備える。
運動広場	最低3,000㎡を確保する。
事務室、郵便局共用スペース	機能別に事務室（壁式収納庫付）を配置する。会議室、保安室、倉庫（移動式書庫）を設置する。各階には多機能トイレ、1階にはオストメイト機能付多機能トイレを設置する。授乳室を設置する。 郵便局スペース（現郵便局約100㎡）
駐車場・駐輪場	駐車場 2,600㎡程度 駐輪場 120㎡程度

4 留意事項

- 施設は、できるだけ公道から出入りしやすい位置とする。
- ユニバーサルデザインを実現し、明るいイメージで市民に親しまれ利用しやすい施設とする。
- 身体障害者用駐車スペースは、施設に出入りしやすい場所を確保する。
- 屋上緑化、太陽光の利用等により、省エネ対策を講ずる。
- 災害時に避難できる屋上とする。
- 施設を機能的に配置し、事務室、会議室、収納スペース等を確保する。
- 教育相談については、専門的諸室を確保する。
- 舩松人権歴史館の整備については、有識者や学識経験者をはじめとする関係者等の意見を聴きながら施設整備を進める。
- 現有面積の特定郵便局を設置する。
- ふれあいバスの停車位置を確保する。
- わかりやすい周辺施設の案内表示を設け、各施設からの共同浴場の利用者の動線を確保する。

5 事業スケジュール

現行事業の継続に支障がないように、人権・生涯学習の拠点施設として、現青少年運動広場に新堺市立人権ふれあいセンターを整備する。その後、現堺市立人権ふれあいセンター・ちぬが丘スポーツセンターを解体し、運動広場、駐車場を整備する。

なお、施設の解体時に仮駐車スペース60台程度を確保する。

(年度)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
基本設計	←→					
実施設計		←→				
建設工事			←→			
解体工事					←→	
運動広場・駐車場 ・外構工事						←→